

企画提案仕様書

1 件名

江東区障害者実態調査業務委託

2 業務目的

令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画 ※」の策定（計画策定年度は令和8年度）に向けて、障害者の生活実態等を把握し計画の基礎資料として活用するため、区内障害者等に関する調査を実施する。

※ 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画と障害者総合支援法第88条第1講の規定に基づく市町村障害福祉計画と児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定した江東区の計画名称

3 業務内容

（1）障害者施策の現状・課題分析

（2）調査票企画設計・作成

※調査票の企画設計にあたっては、区と協議しながら作成すること。

※調査対象者の抽出・選定は区で行うこととする。

【調査項目・対象者（予定）】

（ア）日常生活や就労、学校生活、その他社会活動等の実態や課題、福祉サービスの利用状況やニーズ等の調査

対象者 障害者（児） 約5,000人

障害者団体 約40団体

（イ）サービス提供や事業運営における課題、現状の取り組み内容に関する調査

対象者 サービス提供事業者 250箇所程度

（3）ヒアリング内容の企画設計・実施

※ヒアリング内容の企画設計にあたっては、区と協議しながら行うこと

【調査項目・対象者（予定）】

日常生活や就労、学校生活、その他社会活動等の実態や課題、福祉サービスの利用状況やニーズ等の調査

対象者 障害者団体 約40団体（4団体ずつ10グループ程度の集団ヒアリング）

（4）調査票・調査依頼文書・督促文書・発信用封筒・返信用封筒印刷

調査対象者の宛名用ラベルについては区が用意する

（5）オンラインによる回答フォーマットの作成

（6）視覚障害者用の調査票等の作成（個人用・団体用）

点字版の調査票・送付状・説明文を作成し、回答用の点字用紙を添付すること。

（7）調査票発送・回収

※送付、返送に伴う郵便費用については受託者負担とする。

※調査票の送付、返送は、「信書」に該当するものとする。

（8）督促文書（ハガキ）発送

※送付に伴う郵便費用については受託者負担とする。

（9）問い合わせ対応

※調査対象者からの問い合わせに対応する。

- (10) 調査票集計、分析、集計データ納品 (CD-R: Microsoft Excel 形式)

※集計・分析の詳細については、区と協議すること。

- (11) 調査報告書作成、印刷製本 (250部程度) (A4版 300頁程度 単色刷り)
データ納品 (CD-R: Microsoft Word および PDF 形式)

- (12) 調査報告書概要版作成、印刷製本 (100部程度) (A4版 30頁程度) 全頁に
Uni-Voice コード、ふりがなを付す。データ納品 (CD-R: Microsoft Word および PDF
形式)

※報告書および報告書概要版の作成にあたっては、区が指定する回数の校正をおこなう。

- (13) 点字版調査報告書作成、印刷製本 (10部)

調査報告書 (概要版) について、点字版を作成すること。

- (14) 音声版 (デイジー版) 調査報告書作成 (10部)

調査報告書 (概要版) について、デイジー版を作成すること。

4 委託期間

令和7年7月上旬 (予定) から令和8年3月31日まで

5 個人情報の取扱いについて

別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」のとおり

6 成果物

成果物の著作権及び所有権は、全て江東区に帰属するものとし、受託者は江東区の許可なく、成果物の使用及び複製をしないこと

【参考】令和4年度障害者実態調査

<https://www.city.koto.lg.jp/221010/kuse/tokeshiryo/sonota/66843.html>

7 支払方法

業務完了後一括払い

8 権利譲渡の禁止

受託者は、第三者に対し、本業務についての権利を譲渡してはならない。

9 損害賠償

受託者は、業務実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えた場合、その損害を被害者に賠償しなければならない。

10 契約の解除

委託者は、受託者がこの契約を履行しないときには、この契約を解除することができる。

11 その他

この仕様書に定めのない事項または疑義がある場合は、その都度、双方協議のうえ、実施するものとする。

1 2 問い合わせ先

江東区障害福祉部障害者施策課施策推進係

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

電話：03-3647-4749

Fax：03-3699-0329

E-mail：shisaku-k@city.koto.lg.jp